

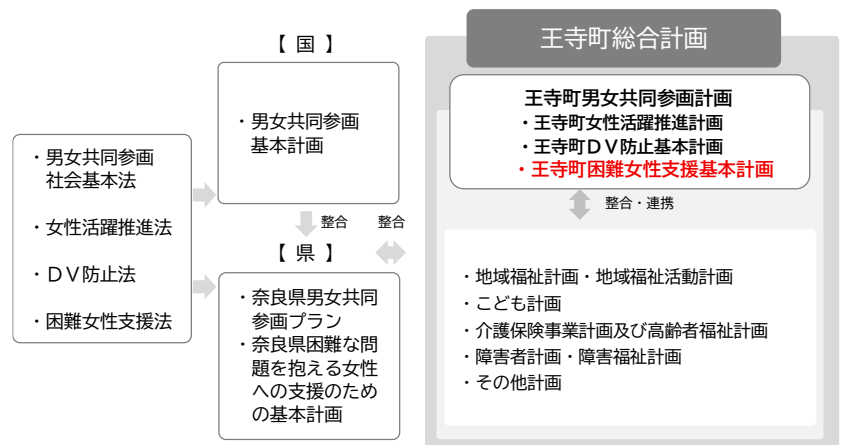
困難な問題を抱える女性への支援に係る男女共同参画計画改定【概要】

1 王寺町男女共同参画計画改定の背景と趣旨

近年、社会経済状況が急激に変化している中、貧困やDVといった困難な問題を抱える女性に対する支援が求められています。こうした中、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が施行されました。

これを踏まえ本年、女性の福祉の増進の視点から、個々の状況に応じた最適な支援施策を総合かつ計画的に推進するため、王寺町男女共同参画計画（以下「計画」という。）の中に、「困難女性支援法」に規定する市町村計画の内容を盛り込み、両方を兼ねた計画として改定しました。

【計画の法的な位置づけ】



【困難女性支援法の概要】

●目的・基本理念（第1条、第3条）

「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

●国・地方公共団体の責務（第4条）

困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

●市町村基本計画の策定（第8条第3項）

●女性相談支援員の配置（第11条第2項）

●支援調整会議の設置（第15条）

【なぜ女性だけが対象となるのか】

- 日常生活や社会活動を送る上で、性別に起因する特有の困難に直面する可能性が高いため。

【女性が困難に陥りやすい理由】

- 性暴力や性的搾取の被害を受けるリスクが高く、さらに予期せぬ妊娠など、女性特有の問題を抱える場合があるため。
- 経済的な困窮や不安定な雇用環境に陥りやすく、また孤立しやすい状況に置かれるおそれがあるため。

2 困難女性支援法における市町村の役割

下記の2点が、市町村の役割として定められています。（努力義務）

○国の定める基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案して基本的な計画を定めること（第8条第3項）

○女性相談支援員（困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員）を置くこと（第11条第2項）

3 奈良県の動き

「困難女性支援法」に基づき、県・市町村及び民間団体等が相互に連携・協力を図り、この支援対象となる女性に対する支援をより一層推進することを目的として、令和6年4月に「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」が策定されました。

【奈良県における困難な問題を抱える女性に関する課題】

- ・幅広く相談できる窓口の設置やその周知、相談支援を行う窓口から必要な支援に速やかに結び付けることが必要。
- ・来所や電話だけでなく、SNS等を活用した多様な相談支援やその手法の周知、相談につながりにくい若年女性を含めた幅広い年齢層の対象者の早期発見に努めることが必要。
- ・最も身近な相談先として、市町村の相談窓口の設置促進及びその周知が必要。また、女性相談窓口の相談員（女性相談支援員）の資質向上が必要。
- ・県、市町村、民間団体等がそれぞれの強みを生かした支援を行うことができるよう、緊密な連携体制の構築が必要。

【奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画 概要】

●基本方針

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けることができる体制を構築し、市町村及び民間団体と連携した重層的な支援や段階に応じた支援を実施する。

●困難な問題を抱える女性への支援の内容

- ・アウトリーチ（※）等による早期の把握
- ・居場所の提供
- ・相談支援
- ・一時保護
- ・被害回復支援
- ・生活の場を共にすることによる支援
- ・同伴児童への支援
- ・自立支援
- ・アフターケア

※ 支援を必要としているにもかかわらず自ら助けを求められない人々に対し、専門家や関係機関が積極的に働きかけ、必要なサービスや情報を提供する活動

4 計画の改定体制

計画の改定にあたっては、困難な問題として想定される状況が多様であることから、個別具体的なケースを網羅的に把握するため、困難な問題を抱える女性支援の総合窓口である王寺町こども家庭センター（王寺町女性みらいサポート）をはじめ、王寺町民生委員・児童委員や心配ごと相談室など、困難な問題を抱える女性と実際に関わる窓口への聴き取り等を行い、また、王寺町男女共同参画計画等策定委員会の意見、パブリックコメントなどを踏まえて、作成をしています。

5 計画改定の基本方針

困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた支援を受けることができる体制を構築し、困難な問題を抱える女性を早期に把握し、県、民間団体等と連携した重層的な支援を実施していきます。

6

困難な問題を抱える女性への支援施策の位置づけ

「困難な問題を抱える女性への支援」については、「基本目標4 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり」に重点施策として位置づけました。

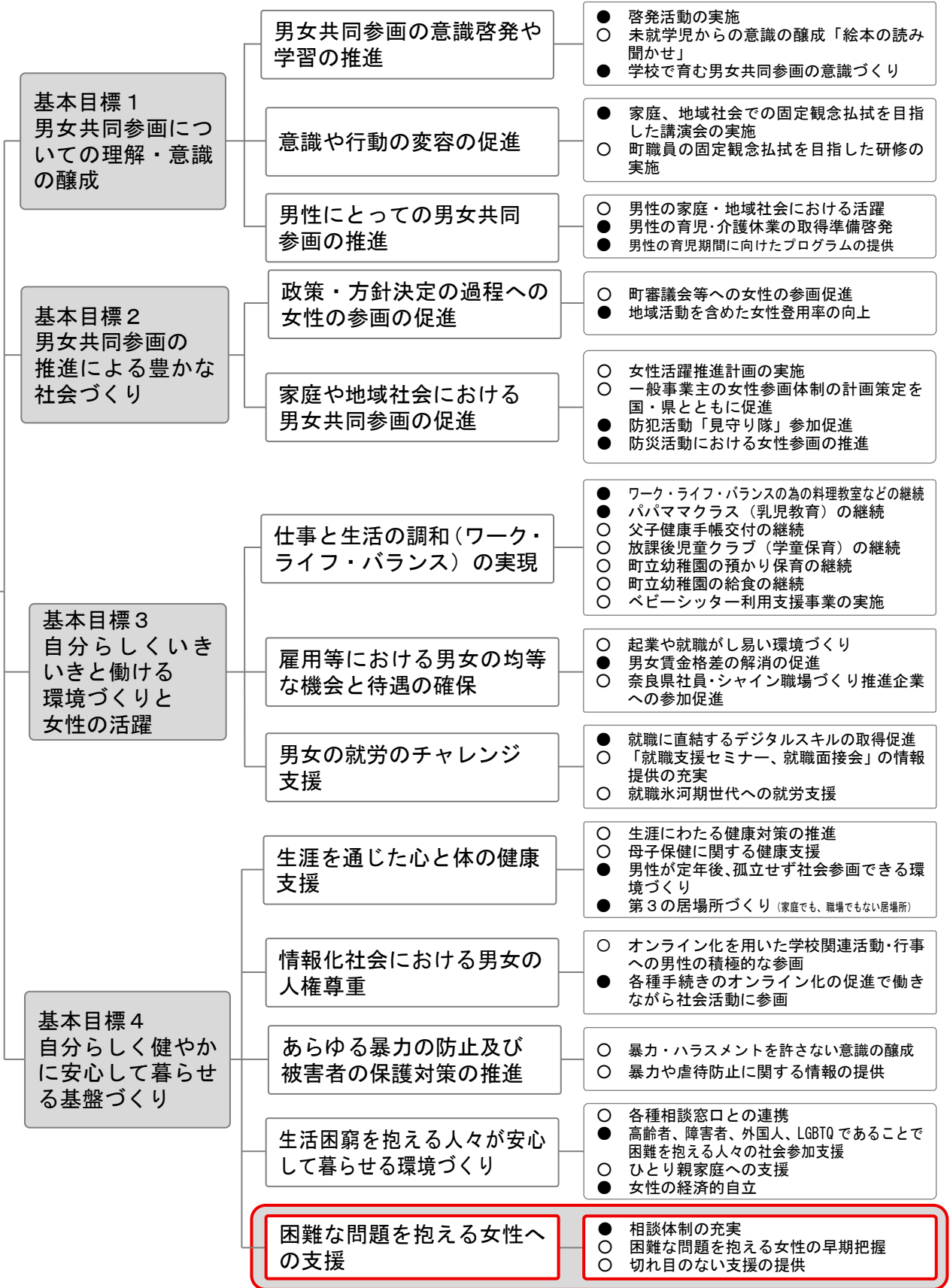
[全体の目標]

[基本目標]

[重点施策]

[具体的施策]

誰もが自分らしく輝けるまち 王寺



●は、重点項目

7 具体的施策

取組	取組内容
相談体制の充実	女性が抱える困難な問題は多岐にわたることから、様々な問題に的確に対応できる専門スキルを身に付けた「女性相談支援員」を配置するため、女性相談に関する研修に積極的に参加するなど、人材育成に努めます。
困難な問題を抱える女性の早期把握	悩みを持った女性が気軽に相談に来れるよう、町広報紙やホームページ、SNS、窓口での周知、気軽に立ち寄れるイベントにおける声掛けなどを通し、総合相談窓口である町こども家庭センター（王寺町女性みらいサポート）の周知に努めます。 町心配ごと相談窓口など、各種窓口を訪れた相談者を町こども家庭センター（王寺町女性みらいサポート）に繋ぎ、早期対応できる体制を整えます。
切れ目のない支援の提供	困難な問題を抱える女性が直面する課題は多岐にわたることから、町の支援だけでは対応しきれないケースも考えられるため、県や民間団体と連携を密に図り、支援ネットワークを構築します。

8 成果指標案

成果指標	令和7年度（実績）	令和14年度（目標）
① 女性相談支援員の配置人数	0人	1人
② 女性相談に関する研修参加回数	7回予定	10回
③ 相談窓口に関する広報の実施回数	2回	4回
④ 困難な女性支援対策会議実施回数	0回	1回以上

9 困難な問題を抱える女性への支援体制について

県の支援体制

女性相談支援センターを中心に、児童相談所、女性センター、（令和8年4月から県民くらし相談センターに集約される予定）、※スマイルセンター（同左）、福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センター等と相互に連携し、段階的かつ重層的な支援を実施する体制の整備に取り組まれています。

※ 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方、離婚を考えている方を支援するための、奈良県・奈良市を実施主体とする機関のこと。

町の支援体制

関係部署や関係機関が困難な問題を抱える女性への支援についての理解を深めるとともに、こども家庭センター（王寺町女性みらいサポート）を中心に相互に連携し、必要とする人に最適な支援が届く体制を整備します。

民間支援団体との連携体制

民間支援団体等が独自で築いてきたネットワークや支援についての知見などの強みを相互に理解し、連携協力して支援を実施します。

10 王寺町における「困難な問題を抱える女性への支援」のための相談窓口

ますば、ご相談ください。

【王寺町女性みらいサポート】
王寺町こども家庭センター
0745-33-1700

緊急時は
110番もしくは
西和警察署 0745-72-0110

王寺町男女共同参画の取組

